

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第421号 平成24年10月25日

1票の格差

最高裁判所は10月17日、1票の格差が最大5倍となった2010年7月の参議院選挙について、「違憲状態」にあるとする判断を示しました。

最高裁の判決は、1962年以降の衆参議員選挙について23回出されており、その内違憲、若しくは違憲状態と判断された事案は7件あります。

2000年以降の選挙に関しては下表の通りですが、今や、衆議院も参議院も共に違憲状態に陥っています。

選挙	格差	判決
2010参院選	5.00	違憲状態
2009衆院選	2.30	違憲状態
2007参院選	4.86	合憲
2005衆院選	2.17	合憲
2004参院選	5.13	合憲
2001参院選	5.06	合憲
2000衆院選	2.47	合憲

現行の選挙制度では、選挙区ごとに投票が行われますが、議員一人当たりの有権者の数は選挙区によって大きな開きがあり、これが1票の格差を生む原因となっています。

国政選挙における投票は、国民が国政に直接参加する重要な機会であり、何処に住んでいようとも、議員一人当たりの有権者の数が同じというのが理想であることはいふまでもありません。

例えば、2010年の参院選挙について見ると、最大選挙区が千葉県第4区で有権者数は60万9千人、一方、最少選挙区は高知県第3区の24万1千人という事です。ですから、同じ参議院議員でありながら、1議席の重さに余りにも大きな格差があるという現状は、見過ごすことは出来ません。

勿論、選挙制度の見直しは簡単ではありません。

例えば、1票の重さを同じにする為とはいえ、既存の行政区域と全く関係なく選

選挙区を設定する事になると、地域の一体性を損なう恐れが十分にあります。

また、単純に人口に合わせて議席を配分すると、結果としては都市部からしか議員が選ばれない事にもなりかねません。

また、格差是正の為に選挙区を自由に区割り出来るようにした場合には、格差は無くなりますが、一方では、ゲリマンダーという不正が行われる危険性も出てきます。

このように、一口に選挙制度の見直しとはいっても、簡単ではありませんが、そうはいっても、現在の格差は明らかにバランスを欠いており、裁判所の判断を待つまでもなく、早急に格差是正に努める必要があります。

ただ、現状を見れば、格差是正の議論はほとんど進んでおりません。その原因は、ひとえに、政党や議員個人の利害に絡んでいるからであり、選挙制度の見直しと口ではいいながら、その実は、今のままが良いという本音が透けて見えます。

国民に対しては、痛みと負担を求めておきながら、自分達の痛みに関わる問題には手をこまねいている、そうした政治家の怠慢は許されません。

政治家の皆さんは、自らなすべきことをなしてこそ、はじめて国民の信頼を取り戻すことができるのだという事を、改めて良く考えていただきたいと思います。

(塾頭：吉田 洋一)